平成２９年度

県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業

対 象 機 器 登 録 要 領

（機器メーカー向け）

平成２９年４月

大分県医療ロボット・機器産業協議会

目　　次

１．事業の概要---------------------------------------------------1

２．申請手続-----------------------------------------------------１

３．申請上の留意点-----------------------------------------------２

４．登録機器の決定-----------------------------------------------２

５．事業の成果公開への協力---------------------------------------３

６．登録事業者の義務---------------------------------------------３

【申請様式】-----------------------------------------------------４

県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業

１．事業の概要

(１) 目的

大分県医療ロボット・機器産業協議会では、平成２２年に大分県・宮崎県と共同で策定した東九州地域医療産業拠点構想に基づき、地域の特長である血液・血管に関する医療を中心に、医療機器産業の一層の集積に取り組んでいます。

　この構想の推進を図るため、会員県内中小企業の新医療・福祉機器等の普及を目的に、県内の医療機関・福祉施設等の県産新医療・福祉機器の導入を支援します。

(２) 実施方法

会員県内中小企業の新医療・福祉機器等の登録を行い、県内の医療機関・福祉施設等が登録された機器類を導入する際の初期導入費、レンタル料、リース料を補助します。

(３) 登録申請者

医療・福祉機器等を自社で製造・開発している大分県医療ロボット・機器産業協議会の会員県内中小企業。

　　　　「県内中小企業」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者、又は役員の総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者は除く。）、中小企業団体の組織に関する法律(昭和３２年法律第１８５号)第３条第１項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済共同組合、信用協同組合又は同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）、特定の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者である団体であって、大分県内に主たる事業所を置くものをいう。

(４) 登録対象機器

1. 販売から３年以内の会員県内中小企業が開発・製造する医療・福祉機器
2. 会員県内中小企業がOEM生産、基幹部品の製造を行っている発売から３年以内の革新的医療・福祉機器
3. ①との併用で効果を発揮する革新的医療・福祉機器

　　この場合、併用する機器については県外企業製のものでも可とするが、①に定める県産機器との併用をすること

(５) 募集期間

平成２９年４月１日（土）から随時

(６）注意事項

　・申請書作成に係る費用は応募者の負担になります。

　・応募いただいた書類は返却しません。

２. 申請手続

(１)必要書類

①登録申請書様式

ａ)登録申請書様式は、本公募要領によるものを使用してください。また大分県医療ロボット・機器産業協議会のＨＰからもダウンロードが可能です。

ｂ)登録申請書の用紙の大きさはＡ４判縦でお願いします。

ｃ)記入は内容の正確を期すため、コンピュータなどを利用して判読し易い表示で作成してください。

ｄ)登録申請書は日本語で作成してください。

ｅ)通しページは様式１を１ページとし、認定申請書下中央に打ってください。

ｆ)左上角をクリップで留めてください。（ステープラー等で綴じたり、製本等は行わないでください。）

②必要書類

ａ)登録申請書　１部

ｂ)登録機器の概要がわかるパンフレット等を添付してください。

ｃ)直近１カ年分の決算書類（損益計算書・貸借対照表）

③注意事項

ａ)提出書類に不備がある場合、登録対象とならないことがありますので、ご注意下さい。

ｂ)不明な点があれば事前に相談などを行ってください。また、ＦＡＸによる提出は受け付けられません。

(２)提出・問い合わせ先

　本公募に係る申請書の提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。

大分県医療ロボット・機器産業協議会　事務局　担当：石田・市原

〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号

　　　　　　大分県商工労働部産業集積推進室内

ＴＥＬ：097-506-3278　　　　　ＦＡＸ：097-506-1753

E-mail：ishida-kazuyuki@pref.oita.lg.jp

３．申請上の留意点

(１)本事業では、会員県内企業が開発・製造する県産新医療・福祉機器等を登録し、利用を希望する県内の医療機関・福祉施設等への初期導入費やレンタル料、リース料について補助を行うものです。登録された機器が活用されることを保証するものではありません。

(２)本事業は単年度事業のため、平成３０年３月で一度レンタル・リース契約等を終了していただく必要があります。

４．機器登録の決定

　　　機器登録申請書を受領後、適当と判断された場合には、大分県医療ロボット・機器産業協議会会長は申請者に登録認定通知書により通知するとともに、当該機器を大分県産新医療・福祉機器等一覧表に記載します。

５．事業の成果公開への協力

登録事業者には、新聞、業界機関誌、専門雑誌、インターネット、各種発表会等を通じて大分県医療ロボット・機器産業協議会が行う補助事業の成果の公開普及活動に協力して頂きます。また、各登録事業者において独自に成果を発表又は公開する場合は、特段の理由がある場合を除き、その内容が補助事業の結果得られたものであることを明示して頂きます。

６．登録事業者の義務

(１)事後調査等

交付年度終了後の５年間、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。

７．機器登録の解除

　　　機器登録を解除する場合は、機器登録解除申出書（第４号様式）を会長に提出していただきます。

第１号様式

　　年度県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業機器登録申請書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　丸井　彰 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　年度県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業にあたり、下記の機器を県産新医療・福祉機器として登録したく、関係書類を添えて申請します。

記

　１．登録希望機器

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機器名 | 発売（レンタル・リース）  開始時期 | 用途 |
|  |  |  |

※製品パンフレット等、機器概要が分かるものを添付すること。

　　　　※製品が複数ある場合は、適宜欄を挿入して記載のこと。

　 ２．担当者連絡先

第２号様式

年度県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業機器登録通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

○○　　　　　　殿

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長　丸井　彰

　　　　○月○日付け第○○号で申請のあった、年度県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業機器登録申請について、下記の機器を県産新医療・福祉機器として登録したので通知します。

記

　 １．登録機器

|  |
| --- |
| 機器名 |
|  |

第３号様式

県産新医療・福祉機器等一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業名 | 販売（レンタル・リース）  開始時期 | 機器名 | 用途 | 担当者  連絡先 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

第４号様式

　　県産新医療・福祉機器等普及促進補助事業機器登録解除申出書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　丸井　彰 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　年　月　日付第　　　号で機器登録通知のあった下記登録機器について、下記のとおり登録解除したいので申し出ます。

記

　　１　登録機器名

　　２　登録解除の理由

（別紙３）

誓約書

　私は、下記の事項について誓約します。

　なお、大分県医療ロボット・機器産業協議会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

　また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３）暴力団員が役員となっている事業者

　（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

　（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

　（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

　（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　丸井　彰 殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

住　所

（ふりがな）

名　称

（ふりがな）

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　生年月日（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日　(男・女）

※ 大分県医療ロボット・機器産業協議会では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。